

別表（第3条関係）

| 指定要件       |                        |      |                        |                            |                            | 助成内容                                     |                                 | 交付基準  |      |
|------------|------------------------|------|------------------------|----------------------------|----------------------------|--|---------------------------------|---|------|
| 対象業種       | 立地形態                   | 種別   | 投下固定資産総額               | 新規雇用者                      | 敷地面積または建築床面積               | 補助率                                      | 限度額                             |   |      |
| 製造業        | 新設増設                   |      | 30億円以上                 | 50人以上                      |                            | 25%<br>(助成金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる) | 対象経費<br>① 1億円<br>② } 2億円<br>③ } | 1 対象経費<br>①用地の取得および造成に要する経費<br>②事業所の建設に要する経費<br>③構築物、機械、装置等の償却資産の取得に要する経費<br><br>2 要件<br>(1)用地の取得および造成に要する経費を助成の対象とする場合にあつては、用地の取得が<br>操業開始の日前3年以内であること。<br>(2)操業開始後2年以内に新規雇用者の数が指定要件に合致していること。<br>(3)助成金の交付決定後3年以内に新規雇用により増加した常用労働者の増加した数が、指定要件に掲げる新規雇用者の数を下らないこと。<br>(4)小浜市市税条例（昭和26年小浜市条例第17号）第3条各号に掲げる市税を滞納していないこと。 |      |
| 製造業        | 先端技術産業                 | 新設増設 | 10億円以上                 | 20人以上                      |                            |  | 1億円                             |   |      |
|            | 先端技術産業以外の製造業           | 新設   | A                      | 10億円以上                     | 30人以上                      |  |                                 |   | 1億円  |
|            |                        |      | B                      | 3億円以上                      | 10人以上                      |  |                                 |   |      |
|            |                        | C    | 3千万円以上                 | 5人以上                       | 敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上 |  | 3千万円                            |   |      |
|            |                        | 増設移設 | A                      | 10億円以上<br>(移設の場合は純増加分)     | 30人以上                      |  |                                 |   | 1億円  |
|            | B                      |      | 3億円以上<br>(移設の場合は純増加分)  | 10人以上                      |                            |  | 1億円                             |   |      |
| C          | 3千万円以上<br>(移設の場合は純増加分) |      | 3人以上                   | 敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上 | 3千万円                       |  |                                 |   |      |
| 先端的農工商連携施設 | 新設                     |      | 3億円以上<br>(移設の場合は純増加分)  | 10人以上                      |                            |  | 5千万円                            |   |      |
|            | 増設移設                   |      | 3千万円以上<br>(移設の場合は純増加分) | 3人以上                       | 敷地面積1,500㎡以上または建築床面積500㎡以上 |  | 3千万円                            |   |      |
| サービス業      | 新設                     |      | 2千万円以上<br>(移設の場合は純増加分) | 5人以上                       |                            |  |                                 |   |      |
|            | 増設移設                   |      |                        | 3人以上                       |                            |  |                                 |   |      |
| 研究所        | 新設                     |      | 3千万円以上<br>(移設の場合は純増加分) | 5人以上                       |                            |  |                                 |   | 3千万円 |
|            | 増設移設                   |      |                        | 3人以上                       |                            |  |                                 |   |      |

備考

- この表において、「先端技術産業」とは、福井県産力戦略本部が策定した「最先端技術のメッカづくり基本指針（平成17年3月策定）」においてフューチャークラスターの核づくりに寄与する高度技術を有する製造業として位置づけられた製造業のうち、福井県知事の指定を受けたものをいう。
- この表において、「新設」とは、市内に事業所を有しない者が、市内に事業所を新たに設置すること、または、市内に事業所を有する者が、市内に当該事業所と異なる業種の事業所を市内に独立して設置することをいう。

- 3 この表において、「増設」とは、市内に事業所を有する者が、生産規模を拡大する目的で当該事業所と同一業種の事業所を市内に設置すること（既設の事業所の敷地または隣接地に拡充することを含む。）をいう。
- 4 この表において、「移設」とは、市内に事業所を有する者が、事業所を解体し、市内の別の場所に新たに設置すること（事業所の老朽、罹災等により取り壊し、同一場所で改築することを含む。）をいう。
- 5 移設の場合の純増加分の適用に当たっては、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 用地の取得および造成に要する経費は、純増した敷地面積割合により算定する。
  - (2) 事業所の取得に要する経費は、取得額から用途廃止する事業所の地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく評価額を控除した額とする。
  - (3) 機械・装置等償却資産は、移設経費を含まない。新たに導入した経費のみとする。ただし、新たに導入した経費に公共事業等の移転補償金を充当した場合、移転補償金の額を差し引いた額とする。
- 6 この表において、「新設」および「増設」には、特定附帯設備（地方税法（昭和25年法律第226号）第343条第9項に規定する特定附帯設備をいう。以下同じ。）の取付けを含むものとする。この場合において、特定附帯設備の取付けをする事業者を工場等の建設をする事業者とみなす。
- 7 この表において、「投下固定資産総額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産を取得するために要した費用の総額をいう。
- 8 この表において、「新規雇用者」とは、助成金の交付対象となる工場等において常時使用するため、事業者により新たに雇用される常用労働者をいう。
- 9 この表において、「建築床面積」には、特定附帯設備に係る面積を含むものとする。
- 10 この表において、「事業所」とは、工場等の建物およびその附属設備をいう。
- 11 この表において、「償却資産」には、工場等を建設する事業者とみなされた特定附帯設備の取付けをする事業者が取り付けた特定附帯設備を含むものとする。
- 12 この表において、「償却資産の取得に要する経費」には、特定附帯設備の取付けに要する経費を含むものとする。
- 13 この表において、「常用労働者」とは、常時使用する労働者として雇用される者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2第1項第1号に規定する雇用保険の一般被保険者（1週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者を除く。）のうち雇用期間の定めのない者に限る。）をいう。
- 14 指定事業者が市から他の支援措置を受ける場合には、助成金の限度額から市が当該支援措置を講ずるために要した額（市を経由して交付される国、県の補助金等は除く。）を控除する。
- 15 指定申請内容の有効期間は1年間とする。事業者は指定通知があった日から、1年以内に事業着手するものとし、着手後は継続的に事業を遂行しなければならない。なお、災害等の不測の事態は除く。
- 16 同一企業グループ（連結決算対象企業）に対する、上記助成金の交付回数は、原則1回とする。ただし、細則に定める要件を満たす場合を除く。